

「ヨコハマトリエンナーレ 2017 デジタルプロモーション業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜トリエンナーレ組織委員会委託業者選定委員会経理規定第19条第1項11号の規定に基づき、「ヨコハマトリエンナーレ 2017 デジタルプロモーション業務委託」を公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の実施方法については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱を準用するほかこの実施要領に定める。

(提出要請書)

第2条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 事業概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価の方法)

第4条 評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業趣旨の理解度
 - (2) 全体計画の実現性
 - (3) インターネット広告の効果性・実現性
 - (4) 公式 WEB、SNS の効果性・実現性
 - (5) その他タイアップ企画、キャンペーン等の効果性・実現性
 - (6) 提案の独自性・妥当性
 - (7) 予算配分計画の妥当性・実現性
 - (8) 人員体制
 - (9) スケジュール管理・情報共有の適切性
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を選定する。
- 4 選定、非選定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知するものとする。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、プロポーザルの評価を行うための組織として、評価委員会をおく。

- 2 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3) 評価結果の委員会への報告

(4) ヒアリング

3 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長

横浜市文化観光局文化プログラム推進課長

副委員長

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団横浜美術館広報・渉外チームリーダー

委員

横浜トリエンナーレ組織委員会事務局コミュニケーションオフィサー

横浜市文化観光局横浜魅力づくり室横浜プロモーション担当課長

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団経営企画室長

4 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

5 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

6 委員長は、評価結果を委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 第5条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、組織委員会が通知を発送した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、組織委員会が書面を受領した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日以内に説明を求めたものに対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成29年4月20日から施行する。